

公 告 第 号  
年 月 日

契約担当官等

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（年 月 日）を熟知の上、参加されたい。

1 入札方式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要

説 明 会 ① 日 時  
② 場 所

3 入 札 ① 日 時 年 月 日 時 分  
② 場 所

4 参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格「○○○○○」の「○」、「○」、「○」又は、「○」等級のいずれかに格付けされ、○○防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の各付を受けていること。）。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の※1パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の※2に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書には内訳書を添付すること。ただし、開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については、後日、郵送等により提出することができる。

6 保証金 ① 入札保証金  
② 契約保証金

- 7 入札の無効 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。
- 11 その他
- ①端数処理 入札書に記載された金額の※3に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
- ② 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官認めた場合には、この限りではない。
- ③提出資料 (1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日までに提出するものとする。  
(2) 指名停止期間中の者にこの契約書の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。
- ④ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。
- ⑤ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。
- ⑥ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確約に関する特約条項を付するものとする。なお、特定費目の代金の確約にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。
- ⑦ 本書記載事項については○○○○○○○○○○○○○○○○に照会のこと。  
住所  
TEL — (内線)

備考 不要の字句を抹消すること。

注：※1印には適切な消費税及び地方消費税の税率を合わせた率を百分比で表した数値を記入すること。

※2印には  $\frac{100}{100 + (\text{※1の数値})}$  と記入すること

※3印には  $\frac{100 + (\text{※1の数値})}{100}$  と記入すること

注) 建設工事の仕様内容に応じて、必要な項目を追記すること。